

広島県告示第九百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十五条において準用する生活保護法第四十九条の規定によって、同法による施術を担当する者として、次のものを指定した。

平成二十年十一月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

氏名	住所	施術所		業務の種類	指定年月日
		名称	所在地		
桶谷 義文	安芸区畑賀三丁目三三番三一号	元氣整骨鍼灸院	安芸郡海田町窪町九番一四号	柔道整復	平成二〇年七月一日
桶谷 肇子	安芸区畑賀三丁目三三番三一号	元氣整骨鍼灸院	安芸郡海田町窪町九番一四号	はり・きゆう	平成二〇年七月一日